

広島県告示第四百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和元年八月一日までの間、縦覧に供する。

令和元年七月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道今福芸北線	山県郡北広島町荏屋形字築縄手一〇一八七番三地先から 山県郡北広島町荒神原字中川一〇一四七番九七地先まで	令和元年七月十八日